

熊本県指導林家等実施要領

(目的)

第1 この要領は、模範的な施業技術を有し、地域林業後継者の育成に積極的な者を指導林家として、また、意欲を持って林業に取り組み、地域のリーダーとして、地域林業を担う者を青年林業士として認定し、これらの者の資質の確保、向上を図るとともに、林業普及指導事業における指導者として積極的な活用を図ることとする。

(指導林家の要件)

第2 指導林家は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地域の模範と認められる林家経営を行っている者。
- (2) 人格・見識が優れている者。
- (3) 林業後継者の育成指導に理解があり、積極的に指導活動ができる者。
- (4) 青年林業士として5年以上活動した者。ただし、知事が特に指導林家として認定することが適当であると認める場合はこの限りではない。

(指導林家の推薦)

第3 広域本部長又は地域振興局長は、市町村長及び森林組合長等の意見を聴いたうえで、指導林家を選び、推薦調書(別記様式1)、市町村長の意見書(別記様式2)及び当該林家の同意書(別記様式3)を添えて、知事に提出するものとする。

(指導林家の認定)

第4 知事は、第3の規定により推薦された者について、適当と認めるときには、指導林家として認定するものとする。

(指導林家の登録)

第5 知事は、指導林家を認定したときは、指導林家認定台帳を作成し、登録・保管するとともに、指導林家に認定証(別記様式4)を交付し、併せて市町村長等に通知するものとする。

2 登録の有効期間は5年とし、再認定は妨げない。

(指導林家の活動)

第6 指導林家は、自らの林家経営活動や調査研究等により資質の向上に努めるとともに、林業技術の普及及び林業後継者等の育成指導を行うものとし、次の事項を積極的に推進することとする。

- (1) 県等が実施する研修会等に積極的に参加し、森林施業技術や林家経営についての調査研究及び自らの技術の向上に努める。
- (2) 先進的な森林施業技術等を林業後継者等に普及指導する。
- (3) 森林・林業教育の指導者として、学習の場の提供及び技術指導等を行う。
- (4) 普及指導職員と連絡・調整を図り、地域林業の振興に寄与する。

(青年林業士の要件)

第7 青年林業士は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 意欲的に林家経営等を行い、地域のリーダーとして活躍している者
- (2) 森林・林業などに関する研修、その他の専門的な講習会等を受講した者のうち、優秀と認められ、かつ森林・林業に関する技術向上等の研鑽に努めるとともに調査研究等を個人もしくは組織的に活発に実施している者。
- (3) 認定時の年齢が50歳以下の者。

(青年林業士の推薦)

第8 広域本部長又は地域振興局長は、市町村長の意見を聞いたうえで、青年林業士を選び、推薦調書(別記様式5)、市町村長の意見書(別記様式6)及び当該林業士の同意書(別記様式7)を添えて、知事に提出するものとする。

(青年林業士の認定)

第9 知事は、第8の規定により推薦された者について適当と認めるときには、青年林業士として認定するものとする。

(青年林業士の登録)

第10 知事は、青年林業士を認定したときは、青年林業士認定台帳を作成し、登録・保管するとともに、青年林業士に認定証(別記様式8)を交付し、併せて市町村長等に通知するものとする。

2 登録の有効期間は5年とし、再認定は妨げない。

(青年林業士の活動)

第11 青年林業士は、自らの林業に関する知識や技術の向上を図るとともに、地域における信頼の確保に努め、次の事項を積極的に推進するものとする。

- (1) 県等が実施する研修等に積極的に参加するとともに、指導林家、及び林業改良指導員等と連絡を取り、森林施業技術等の向上に努める。
- (2) 技術の指導のための活動及び社会貢献活動に積極的に参加する。
- (3) 地域の小中学校の児童・生徒等に対する森林・林業教育に対し積極的に協力する。
- (4) 林業研究グループ等との連携を図るとともに、グループ活動を積極的に展開し、組織の育成強化に努める。

(欠格条項)

第12 指導林家又は青年林業士としての認定を受けた者が次の条項のいずれかに該当する場合、知事は、事実判明後直ちに、その認定を取り消し、必要に応じて市町村長及び林業関係者に通知するものとする。

- (1) 指導林家又は青年林業士として社会的、道義的に適性を欠くに至ると判断されるとき。
- (2) 第6、第11の指導林家又は青年林業士としての活動に支障をきたすとき。

(3) 本人の申し出により、指導林家又は青年林業士を辞退する旨の報告があったとき。

(4) その他の理由により、知事が欠格者と判断したとき。

(活用及び支援)

第13 県は、林業普及指導事業等において、指導林家及び青年林業士を積極的に活用するとともに、これらの者の活動を支援するものとする。

(その他)

第14 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成15年6月18日から施行する。
- 2 熊本県林業後継者育成指導林家認定要領は廃止する。
- 3 熊本県青年林業士認定要領は廃止する。
- 4 この要領は、平成29年11月16日から施行する。

別記様式1(要領第3関係)

熊本県指導林家認定候補者推薦調書

住 所	
氏 名	
生年月日	
推薦理由	

注1)①林業経営及び林業技術の内容・特色 ②活動歴 ③表彰歴などを含めて簡潔に記入する。

注2)経営状況調書(別記様式9)を添付する。

別記様式第2(要領第3関係)

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

熊本県指導林家認定候補者に対する意見について
このことについては、下記のとおりです。

記

1 候補者

住 所

氏 名

生年月日

2 意見

別記様式3(要領第3関係)

熊本県指導林家認定候補者推薦同意書

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

熊本県指導林家認定候補者として推薦されますことについて、同意します。

熊本県知事 様

別記様式第4(要領第5関係)

第 号

認 定 証

住 所
氏 名
(年 月 日生)

あなたを熊本県指導林家に認定します。
なお、認定期間は平成 年 月 日までとします。

平成 年 月 日

熊本県知事 印

別記様式5(要領第8関係)

熊本県青年林業士認定候補者推薦調書

住 所	
氏 名	
生年月日	
推薦理由	

注1)①林業経営及び林業技術の内容・特色 ②活動歴 ③表彰歴などを含めて簡潔に記入する。

注2)経営・活動状況調書(別記様式10)を添付する。

別記様式第6(要領第8関係)

番 号
平成 年 月 日

熊本県知事 様

市町村長 印

熊本県青年林業士認定候補者に対する意見について
このことについては、下記のとおりです。

記

1 候補者

住 所

氏 名

生年月日

2 意見

別記様式7(要領第8関係)

熊本県青年林業士認定候補者推薦同意書

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

熊本県青年林業士認定候補者として推薦されますことについて、同意します。

熊本県知事 様

第 号

認 定 証

住 所
氏 名
(年 月 日生)

あなたを熊本県青年林業士に認定します。
なお、認定期間は平成 年 月 日までとします。

平成 年 月 日

熊本県知事 印

経 営 状 況 調 書

1 経営面積

山 林					田	畑	樹園地	備考
人工林	天然林	竹 林	その他	計				
ha	ha	ha	ha	ha	a	a	a	

2 経営内容

項目	樹種・作目	面積・本数	生産量	備考
木材				
小計				
特用林産物				
小計				
農業・その他				
小計				
合計				

注1)生産量は過去3年の平均値とする。

3 経営従事日数

続柄	年齢	年間従事日数				同居 別居	備考
		山 林	特用林産	その他	計		
本人							
小計							
雇用							

注1)従事日数は過去3年の平均値とする。

注2)雇用については、延べ日数(雇用人数×雇用日数)で記入する。

4 林業用機械・施設など

種 類	構 造・形 式	数 量	備 考

別記様式10

経営・活動状況調書

1 経営面積

山 林					田	畑	樹園地	備考
人工林	天然林	竹林	その他	計				
ha	ha	ha	ha	ha	a	a	a	

2 経営内容

項目	樹種・作目	面積・本数	生産量	備考
木材				
小計				
特用林産物				
小計				
農業・その他				
小計				
合計				

注1)生産量は過去3年の平均値とする。

3 経営従事日数

続柄	年齢	年間従事日数				同居 別居	備考
		山林	特用林産	その他	計		
本人							
小計							
雇用							

注1)従事日数は過去3年の平均値とする。

注2)雇用については、延べ日数(雇用人数×雇用日数)で記入する。

4 林業用機械・施設など

種類	構造・形式	数量	備考

5 地域における活動状況

活動団体名等	活動開始時期	活動内容	備考